

桶川市法外一時扶助費交付要綱

昭和52年10月6日

桶川市告示第42号

(扶助費の交付)

第1条 市は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けられない生活困窮にある行旅人に対し、一時扶助費を交付する。

2 前項の一時扶助のほか、当該行旅人の困窮の程度に応じ、必要最小限度の食糧費を合わせて交付することができる。

(交付額)

第2条 前条第1項の規定による交付額は、旅費として必要最小限度の額とする。

(交付の申請)

第3条 一時扶助費の交付を受けようとする者は、法外一時扶助費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の方法)

第4条 一時扶助費は、現金給付とする。ただし、必要に応じて現物給付にもよることも出来る。

(一時扶助費の返還)

第5条 市長は、一時扶助費の交付を受けた者が当該一時扶助費を使用しなかったとき、又は虚偽の申請により交付を受けたことが判明したときは、その返還を命ずることができる。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。